

理事会決議「2026年度会員の会費の額について」

2026年3月16日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

入会金及び会費に関する規則第3条第3項の規定に基づき、2026年度（2026年4月1日から2027年3月31までをいう。）の会員の会費の額を次のとおり定める。

1. 会費の額

会員の種別	会費の額	(参考) 2025年度会費の額	入会金及び会費に関する規則(注)
正会員	一業務 900,000円	一業務 1,080,000円	一業務 1,800,000円
	二業務 1,380,000円	二業務 1,500,000円	二業務 3,000,000円
	三業務 1,830,000円	三業務 1,950,000円	三業務 3,900,000円
	四業務 2,130,000円	四業務 2,250,000円	四業務 4,500,000円
金融機関会員	540,000円	600,000円	2,400,000円
賛助会員	180,000円	240,000円	600,000円

(注) 会費は、会員の種別に応じて、その額が定められ(第3条第1項)、理事会の議決等により減額することができる(第3条第3項)。

2. 貸付媒介業務に係る会費の特例

正会員が預金等媒介業務および貸金業貸付媒介業務を行う場合の会費の額は、一業務の会費の額とする。

以上